

テアトル9ニュース



お芝居大好き！九条の会
2014年5月9日 第56号

★ 2004年、井上ひさし、大江健三郎等9名の著名人が日本国憲法九条を守る「九条の会」を結成。その呼びかけに応え、演劇鑑賞会の会員有志で2005年「お芝居大好き！九条の会～テアトル9」を作りました。

『太鼓たたいて笛ふいて』の舞台上で演じる「大竹しのぶ」



昨年12月に成立した機密保護法には、吉永小百合・奈良岡朋子・仲代達也・橋爪功さん達たくさんの映画・演劇人が“弾圧の歴史を繰り返すな”と反対の表明をしています。これらの動きはあまりマスコミに取り上げられません、秘密法に反対する映画人の会に名を連ねる大竹しのぶさんの思いが1月25日の朝日新聞に大きく取り上げられていました。2002年の初演から4度目の公演となった『太鼓たたいて笛ふいて』、「今の日本の状況を見て井上ひさしさんが書いたのかと思うほどです」と。「なぜこの法律が必要なのか、詳しい説明もないまま乱暴なやり方で通ってしまった。そのことに恐ろしさを感じる。上のほうの物語を作る人達によって決められ、違う方向に動かされていくような。演じながら、太平洋戦争を始める前ももしかしたらこんなだったのかつて思いました」と。

大竹しのぶ演じる林芙美子は、時局に踊らされて従軍記者となり、シンガポールやジャワ・ボルネオで日本軍による東アジア侵略と暴挙を目の当たりにします。その後、戦争を鼓舞する従軍記者から一転、戦争で傷ついた人々の悲しみを書き続ける作家になります。日本はきれいに負けるしかないと主張する芙美子、「非国民」と言われ日本が嫌いなのかと問われ、「私は日本を愛している。この国、滅びるにはあまりにも素晴らしすぎるから」と歌います。この芝居は、暗く辛いけど楽しく明るい井上ひさし流の優れた音楽劇です。2月22日大阪でこの芝居を見終えて、この思い決して忘れてはならないと、そして『お上』が作った物語に流されないで自分たちで考える事の大切さを痛感しました。(ハーモニー 広沢)

憲法9条にノーベル平和賞を

爆笑問題の太田光さんが、何年か前に憲法9条を世界遺産に！と言われ話題になりました。今年、神奈川県の主婦がインターネットで呼びかけ、賛同した人々が「憲法9条にノーベル平和賞を」の実行委員会を組織。「憲法9条をノーベル平和賞に推す神戸の会」がノルウェー・オスロのノーベル委員会に推薦状を送り、それが受理されました。2012年には欧州連合（EU）がノーベル平和賞を受けています。EUの一員であるフランスは1983年にチャドの内戦で軍事支援して内戦は激化し、集団的自衛権の行使をしています。そのEUがノーベル平和賞を受賞しているのなら、日本国憲法制定後内外で血を流す行為を一切していない日本国民はノーベル平和賞に十分に値します。今、憲法99条により憲法尊重擁護すべき政府の国務大臣は、先頭に立って解釈改憲を行い、海外で血を流そうとしています。私達は、子供、孫、その子供たちにノーベル平和賞を受賞した日本国民として平和な日本を引き渡そうではありませんか。(ちかまつ 米田)

※賛同署名を集めています、是非ご協力お願いします(世話人まで)。



5月3日憲法集会に参加！

内田樹さんの講演は、柔らかで勢いのある語りが原則論にとどまらない分かりやすさと説得力をもっており、おおいに刺激を受けるものでした。中でも憲法は「日本国民は」ではじまる（前文）にも関わらず、「国民」はそれを引き受ける覚悟があるのだろうか？という問いかけは、憲法をひとりひとりの血肉としてゆくには繰り返し学び続けるしかないんだということを痛感しました。裏返せば、「憲法なんか最高法規ではない」だの「押し付けられたんだ」だの、「日本語として醜悪だ」等々の改憲論者の言説の積み重ねが「自分たちの憲法じゃないし」感＝空気を作り出してゆくのだなあと・・・腹立たしい限りですが、腹立っているだけでは一歩も前進しないですから。 **他人事ではないんだぞ！**これは自戒としても、そして周りの人にも伝えてゆきたいと。（北野）



憲法を守り活かそう

～安倍（教育再生）ストップ～ 全国学習決起集会に参加して

全国規模の集会なのに日比谷野音では狭いのではないかと心配しながら参加しました。会場内には若者の姿が多くびっくりしました。

小森陽一さんのお話を期待して行ったのですが、30分だけだったので残念でした。今、教育に5本の矢が放たれた、全国学力テストで結果を公表することによって、学校のランク付けをすることや、道徳の教科化によって愛国心を植え付け、戦争をする人づくりをすることなど、教育改革によって、安倍政権が狙っていることを強調されました。

9条を変えることによって、戦争ができるようになって、戦争に行く人がいなくてはどうにもなりません。教育によって戦争に行く人を作る仕組みがよくわかりました。（こぶたちちゃん 菅原）

新米弁護士をつぶやき vol. 6

今回は、任意後見契約について、つぶやこうと思います。

任意後見契約とは、将来的に認知症になったりして財産管理能力を欠いた場合、あらかじめ一定の人物に財産管理及び身上監護について委ねることを約束しておき、実際に財産管理能力を失った際にスムーズに当該人物に後見人となって財産管理を行ってもらえるようにしておく契約です。

このような契約がなくとも、財産管理能力がなくなった場合には、（通常は身内の人などが）家庭裁判所に成年後見申立てを行い、裁判所によって選任された成年後見人により財産管理を行ってもらうことは可能です。しかし、任意後見契約の場合、成年後見人がつく場合に比べて、被後見人が、財産管理能力に問題がない時期に、自らが後見人になってもらいたい人を選ぶことができることや後見人の権限の範囲を自ら決定することができることなど、その意思を十分に反映できることがメリットです。

任意後見契約をする場合には、公証役場で公正証書を作成する必要があります。被後見人が入院しており公証役場に出向くことができない場合には、公証人が病院に出張してくれます。私も、あるおじいさんから依頼を受けて、入院されていた病院内で任意後見契約についての公正証書を作成したことがあります。公正証書が完成したとき、おじいさんは大変ほっとされたようでした。おじいさんの頬をつたう涙を忘れることはできません。（知可）



例会場「テアトル9コーナー」にお立ち寄りください！

テアトル9グッズのプラバン、また賛同者の方にはニュースをご用意しています。カンパも大歓迎！

連絡先は

児玉 090-8209-2391

米田 090-8658-8579

谷中 090-2101-4579



関電神戸支店前行動100回記念

☆☆☆ 原発なくさナイト ☆☆☆

『第百夜』

日時：5月30日（金）

関電神戸支店前 18時00分～

三宮マルイ前 18時30分～

どんな極寒でも、大雨の日でも、毎週金曜日一人一人の市民の手でつながれてきた原発ゼロの日。

是非、参加しましょう！